



平成 27 年 3 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 SmartEbook. com
代表者名 代表取締役 假屋 勝

「第 15 回定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

平成 27 年 3 月 10 日付でご送付申し上げました当社「第 15 回定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に修正すべき点がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、会社法施行規則の規定に基づき、本ウェブサイトをもって下記のとおり修正させて頂きます。

記

【修正箇所及び修正内容】

1. 「第 15 回定時株主総会招集ご通知」 10 ページ
事業報告 2. 会社の現況 (1) 株式の状況 (平成 26 年 12 月 31 日現在)

【修正前】

③ 株主数 36,754 名

【修正後】

③ 株主数 34,227 名

2. 「第 15 回定時株主総会招集ご通知」 21 ページ
会計監査報告 独立監査人の監査報告書 謄本
(別紙 1) ※修正箇所に下線を付しています。
3. 「第 15 回定時株主総会招集ご通知」 26 ページ
連結計算書類に係る会計監査報告 独立監査人の監査報告書 謄本
(別紙 2) ※修正箇所に下線を付しています。

【別紙1】【修正前】会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年3月10日

株式会社SmartEbook.com
取締役会 御中

松沢公認会計士事務所
公認会計士 松澤 博昭㊞
向山公認会計士事務所
公認会計士 向山 光浩㊞

私たちは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SmartEbook.comの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求める。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において、営業損失6億58百万円及び当期純損失7億70百万円を計上し、5期連続の営業損失並びに当期純損失を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は、平成27年1月15日にクレジットカード決済代行業事を目的とした株式会社フォーサイドペイメントゲートウェイを全額出資により設立した。

当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【修正後】会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年3月10日

株式会社SmartEbook.com
取締役会 御中

松沢公認会計士事務所
公認会計士 松澤 博昭㊞
向山公認会計士事務所
公認会計士 向山 光浩㊞

私たちは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SmartEbook.comの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求める。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において、営業損失6億58百万円及び当期純損失7億70百万円を計上し、5期連続の営業損失並びに当期純損失を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は、平成27年1月15日にクレジットカード決済代行業事を目的とした株式会社フォーサイドペイメントゲートウェイを全額出資により設立した。

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は、平成27年3月9日開催の取締役会において、第三者割当ての方法により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第6回新株予約権の募集を行うについて決議した。

これらの事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

【別紙2】【修正前】連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年3月10日

株式会社SmartEbook.com
取締役会 御中

松沢公認会計士事務所
公認会計士 松澤 博昭㊞
向山公認会計士事務所
公認会計士 向山 光浩㊞

私たちは、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社SmartEbook.comの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求める。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SmartEbook.com及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において、営業損失7億10百万円及び当期純損失7億83百万円を計上し、5期連続の営業損失並びに当期純損失を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されない。

当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は、平成27年1月15日にクレジットカード決済代行業事を目的とした株式会社フォーサイドペイメントゲートウェイを全額出資により設立した。

当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

【修正後】連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年3月10日

株式会社SmartEbook.com
取締役会 御中

松沢公認会計士事務所
公認会計士 松澤 博昭㊞
向山公認会計士事務所
公認会計士 向山 光浩㊞

私たちは、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社SmartEbook.comの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求める。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たちは、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SmartEbook.com及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において、営業損失7億10百万円及び当期純損失7億83百万円を計上し、5期連続の営業損失並びに当期純損失を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されない。

当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は、平成27年1月15日にクレジットカード決済代行業事を目的とした株式会社フォーサイドペイメントゲートウェイを全額出資により設立した。

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は、平成27年3月9日開催の取締役会において、第三者割当ての方法により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第6回新株予約権の募集を行うについて決議した。

これらの事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

4. 「第15回定時株主総会招集ご通知」29ページ

第2号議案 取締役5名選任の件

※修正箇所に下線を付しています。

【修正前】

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	いいだ きよし 飯田 潔 (昭和48年7月2日)	平成9年4月 光世証券株式会社入社 平成14年1月 当社入社 平成18年8月 当社会計管理部長就任 平成19年9月 当社執行役員兼経理部長就任 平成21年11月 当社執行役員兼財務部長就任 平成22年3月 当社取締役（現任） 財務部担当 平成26年11月 管理本部担当（現任）	<u>1,180株</u>

【修正後】

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	いいだ きよし 飯田 潔 (昭和48年7月2日)	平成9年4月 光世証券株式会社入社 平成14年1月 当社入社 平成18年8月 当社会計管理部長就任 平成19年9月 当社執行役員兼経理部長就任 平成21年11月 当社執行役員兼財務部長就任 平成22年3月 当社取締役（現任） 財務部担当 平成26年11月 管理本部担当（現任）	<u>11,800株</u>

5. 「第15回定時株主総会招集ご通知」33ページ

第3号議案 監査役1名選任の件

※修正箇所に下線を付しています。

【修正前】

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
たなべ かずお 田辺 一男 (昭和32年8月3日)	昭和60年4月 最高裁判所司法研修所入所 昭和62年4月 東京弁護士会登録 昭和62年4月 大原法律事務所入所 平成19年3月 当社社外監査役就任（現任）	<u>一株</u>

【修正後】

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
たなべ かずお 田辺 一男 (昭和32年8月3日)	昭和60年4月 最高裁判所司法研修所入所 昭和62年4月 東京弁護士会登録 昭和62年4月 大原法律事務所入所 平成19年3月 当社社外監査役就任（現任）	<u>1,190株</u>